

第4次富田林市総合計画

第5期実施計画

平成24年度～26年度



大阪府富田林市

将来像

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

まちづくりの理念

(1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林

- ・ 市民をはじめ、全てのひとと組織が、ともに手を携え、私達だけでなく子や孫の世代もが生まれてよかった、住み続けていたいと感じることのできる魅力あるまちづくりを進めます
- ・ 市民がまちづくりの主役として、積極的に参画・協働・連携できる環境づくりを進めます。

(2) 暮らしやすさを実感

- ・ 全ての市民が互いを尊重しながら、どんな立場であっても、住みやすく、いきいきと暮らすことのできる生活の場づくりを進めます。
- ・ 市民の多様なライフスタイルやニーズに見合ったまちづくりを展開することにより、満足度の高いまちづくりを進めます。

(3) 互いに連携し支えあう地域

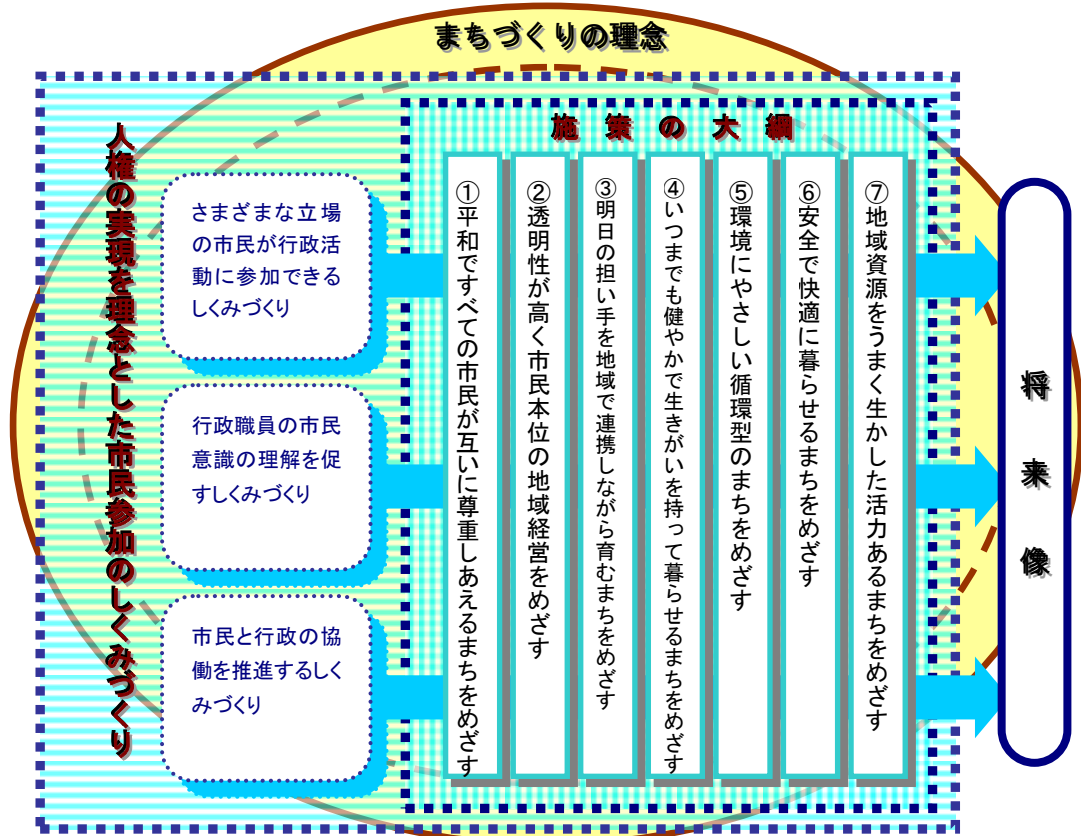
- ・ 市民の日常生活の場である地域や組織において、人と人とのつながりや結びつきを大切にしながら、互いのつながりを深められる関係づくりを進めます。
- ・ 地域が抱えるさまざまな問題や課題を解決できるような、信頼感ある地域社会づくりを進めます。

(4) 身近な資源への愛着と活用

- ・ 富田林の歴史や文化、伝統、自然環境のほか、市民の持つ知識や技術、経験等、有形・無形の地域資源に着目し、それらを互いに結びつけ、活用しながら後世に誇れる魅力あるまちづくりを進めます。

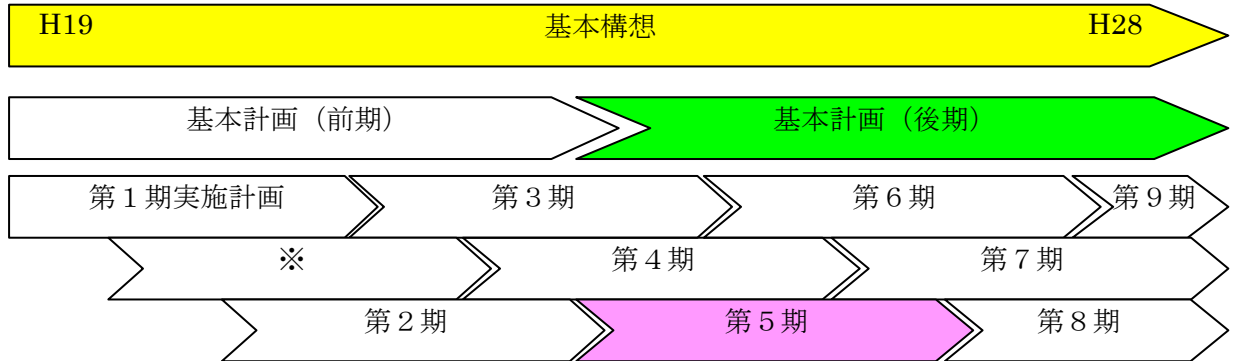
(5) 全地球的な視点と積極的な行動

- ・ 地球市民の一員として世界的な幅広い視点を持ち、地球環境の保全や平和の実現に貢献できる社会づくりを進めます。
- ・ 社会・経済状況の変化や新しい動きなどを適確にとらえ、それらを積極的に取り入れたまちづくりを進めます。



【実施計画とは】

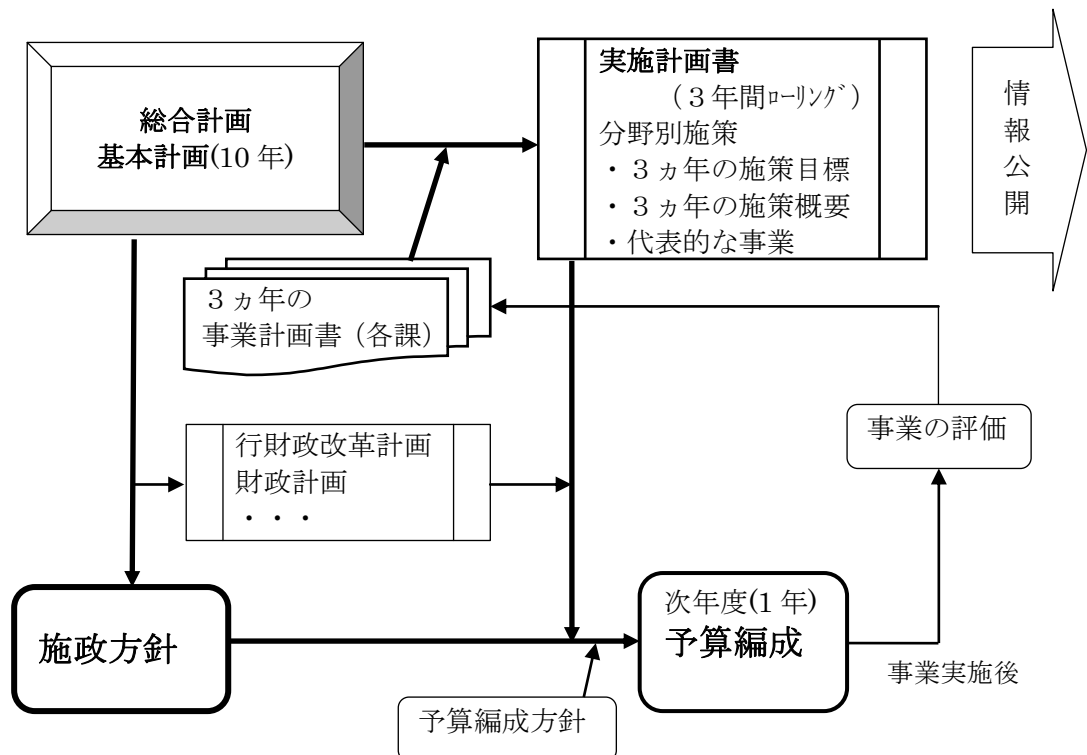
実施計画とは、第4次富田林市総合計画の基本計画において示された施策について、その重要度や緊急度、また財政状況等を勘案しながら効果的に選択し、毎年度、計画期間(3ヵ年)に実施すべき具体的施策を事業計画としてとりまとめたものです。



※ 第1期実施計画は総合計画策定後の平成19年12月に策定したため、平成20年度の計画は省略し、平成21年度からの3年間を第2期実施計画としています。

【実施計画策定の手順と予算編成の関係】

実施計画に示す事業は、庁内各部署から提出を受けた3ヵ年の事業計画から、実施すべき具体的事業を選択したもので、初年度事業については当該年度の当初予算が確定していることから、実施計画事業と予算の内容は一致します。また、次年度以降の実施計画事業は予算編成に先行して計画されることになるため、実施計画の事業内容や方針は、次年度の予算編成の指針となります。



目 次

富田林市総合計画第5期実施計画

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 重点的に取り組む施策・事務事業の考え方・・・・・・・・11

第1章 人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり

- 第1節 さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり・・・・13
- 第2節 行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり・・・・・・13
- 第3節 市民と行政の協働を推進するしくみづくり・・・・・・・・14

第2章 施策の大綱

- 第1節 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちをめざす
 - 1 平和を希求する多文化共生のまちづくり
 - ① 平和活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - ② 多文化共生のまちづくり・・・・・・・・・・・・15
 - 2 だれもが平等で尊重されるまちづくり
 - ① 人権の尊重と実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - 3 男女共同参画社会の形成
 - ① 男女共同参画社会の形成・・・・・・・・・・・・16
- 第2節 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす
 - 1 情報公開の推進
 - ① 情報公開の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - ② 情報化を活かしたまちづくり・・・・・・・・・・・・17
 - 2 市民本位の行財政運営の推進
 - ① 行財政改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - ② 新しい時代を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・19
 - ③ 適正な財産管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 第3節 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす
 - 1 将来のまちを担う、次世代を育む環境づくり
 - ① 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - ② 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - ③ 学校・家庭・地域の連携・・・・・・・・・・・・23
 - ④ 青少年の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - 2 生涯にわたって学べる環境づくり
 - ① 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - ② 市民文化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - ③ スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 第4節 いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす
 - 1 身近な医療体制づくり
 - ① 地域医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - ② 救急医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

2	地域ぐるみの健康づくり	
	① 保健予防の充実	28
	② 健康づくりの推進	28
3	みんなで支えあう福祉のコミュニティづくり	
	① 地域福祉の充実	29
	② 高齢者福祉の充実	29
	③ 障がい者福祉の充実	30
4	生活自立のための支援体制づくり	
	① 生活自立支援の充実	31
	② 保険年金の充実	31
第5節 環境にやさしい循環型のまちをめざす		
1	みんなで取り組む環境にやさしいまちづくり	
	① 市民地球環境運動の推進	32
	② 環境美化の推進	32
	③ ごみの減量とリサイクルの推進	33
	④ 汚水処理の推進	33
2	水とみどりを活かした生活環境づくり	
	① 水辺の環境整備	34
	② みどりの推進	34
	③ 自然、歴史環境の保全と活用	35
	④ 安全でおいしい水の供給	35
第6節 安全で快適に暮らせるまちをめざす		
1	危機管理の行き届いたまちづくり	
	① 防犯対策の充実	36
	② 防災対策の充実	37
	③ あらゆる危機への対応	38
2	安心して移動できるまちづくり	
	① 交通網の充実	38
	② 交通環境の整備	39
	③ 交通安全の推進	39
3	富田林らしい都市空間づくり	
	① 計画的な土地利用の推進	40
	② 富田林らしい景観の整備	40
	③ 住まいの充実	41
	④ 駅前等の賑わい再生	41
第7節 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす		
1	農業の活性化と農を生かしたまちづくり	
	① 農業の生産価値の向上	42
	② 農を生かした多面的な交流の推進	42
2	地域に根ざす商工業の活性化	
	① 商工業経営の活性化	43
	② 買い物しやすい環境形成	43
	③ 雇用機会の拡充	44
3	魅力ある資源と交流のまちづくり	
	地域資源を活かした交流の促進	44

富田林市総合計画第5期実施計画（平成24年度～26年度）

1. 計画の目的

（1）第4次総合計画の実現

本市の第4次総合計画は、平成19年度にスタートしました。まちづくりの5つの基本理念と7つの施策の大綱をもとに、本市が目指す将来像を実現するため、計画的な事業の実施に努めるものです。

総合計画の策定経過

会議名	経過
(1) 市民アンケート	平成16年10月実施
(2) 基本構想作業部会	平成16年10月～平成17年2月（11回開催）
(3) 市民懇談会	平成16年11月～平成17年3月（12回開催）
(4) 総合計画委員会	平成16年8月～平成18年12月（16回開催）
(5) 総合計画審議会	平成17年4月～平成19年1月（24回開催）

また、平成21年度からは、毎年、フォローアップ会議を開催しています。この会議は、総合計画審議会委員の中から5名の委員に参加していただき、総合計画の実施状況について、社会情勢の変化や基本計画の進捗状況を踏まえ、調査・確認などを行うものです。会議でいただいた意見は、施策への反映や実施計画の作成に役立てています。

（2）時代の変化に合わせた計画の必要性

第4次総合計画は、市民の参加により約3年間の議論を経て策定されました。計画策定後、平成21年8月の政権交代や、加速する人口減少、少子高齢化、景気の低迷による影響、さらには東日本大震災をはじめとする自然災害の発生など、本市をとりまく社会情勢は、大きく変化しています。

平成19年度にスタートした本計画も平成24年度で折り返し点を迎えることから、時代潮流の変化を踏まえた基本計画の方向性について今一度点検を行い、計画期間の後期においても、これまでと同様、市民ニーズや、社会情勢の変化に適切に対応した施策を展開していくため、市民公募委員の参加のもと基本計画検証会議を開催しています。

総合計画基本計画検証会議の開催状況

第1回	平成23年12月21日
第2回	平成24年1月23日
第3回	平成24年2月16日
第4回	平成24年3月7日

2. 本市の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の傾向

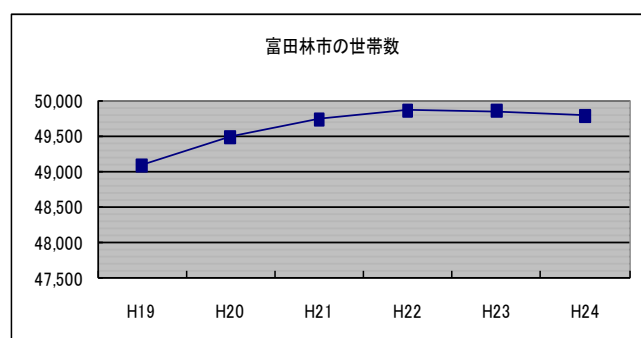
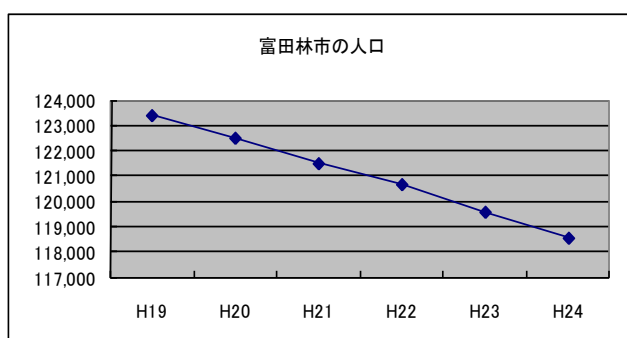
わが国は人口が減少傾向にあり、高齢化は急速に進行しています。また少子化傾向についても依然として大きな課題となっています。

本市においても、人口は平成14年をピークに減少傾向にあり、平成19年から平成24年の5年間に、約4千8百人減少しました。その原因は、死生差などの自然減よりも、いわゆる社会移動である転出入による減が大きく影響していると推測されます。本市の人口を年齢別に見ると、高齢化は着実に進行しており、平成24年の高齢化率は22.9%になっています。また、落ち着きは見られるものの、少子化の状況も依然として続いています。

このような状況から、人口減少・少子高齢化に対応するためシティセールスを始めとするさまざまな効果的な取り組みが求められています。

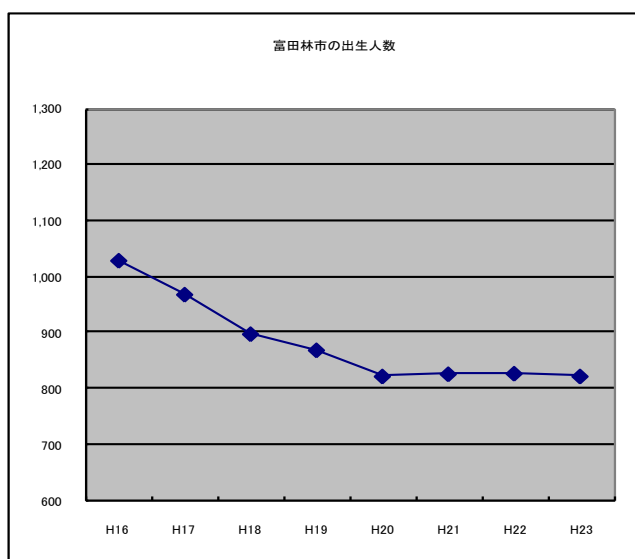
① 本市の人口推移（各年3月31日現在）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	5年間の増減
人口	123,391	122,500	121,497	120,673	119,584	118,561	▲4,830
世帯数	49,080	49,483	49,727	49,855	49,844	49,780	700
人口増減	▲580	▲891	▲1,003	▲824	▲1,089	▲1,023	



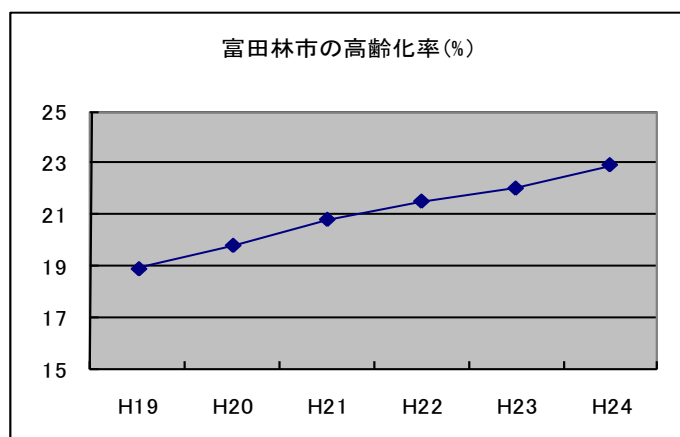
② 本市の出生人数の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人数	1,029	968	897	868	821	825	826	821



③ 本市の年齢別人口(各年3月31日現在)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
65歳以上人口	23,339	24,269	25,273	25,982	26,336	27,197
高齢化率(%)	18.9	19.8	20.8	21.5	22.0	22.9
14歳以下人口	18,434	17,740	17,102	16,564	16,051	15,628
5歳以下人口	6,120	5,810	5,456	5,310	5,187	5,179



(2) 厳しい財政運営

ここ数年、本市の財政は、市税などの自主財源が伸び悩む一方、生活保護費などの扶助費が大きく伸びているなど、厳しい状況となっています。

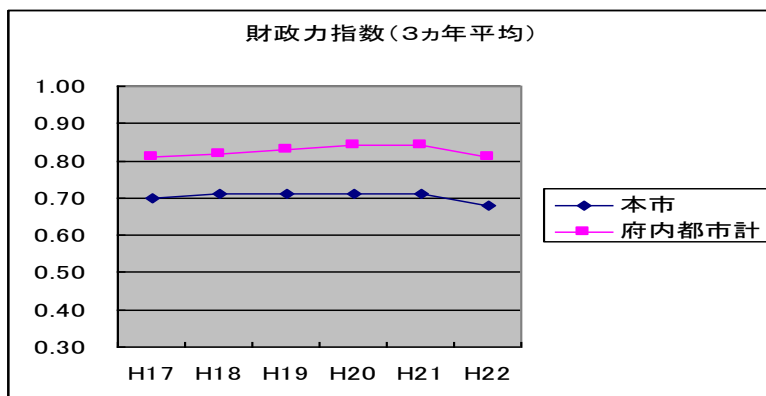
平成23年3月に発生した東日本大震災は、地震と津波による被害に加え、原子力発電所の事故が発生し、未曾有の大災害となりました。

今後、中長期的に、復旧・復興財源を考えると、歳出予算の見直し、国債発行、増税などの国民負担が予想され、地方交付税を始めとする本市の依存財源についても影響が懸念されるところです。

このような状況に対応するため、平成22年度から26年度までを取り組み期間とする「行財政改革の推進について」を着実に実行し、さまざまな行財政課題の解決に向けた取り組みを進めています。

財政力指数 (3カ年平均)

年度	本市	府内都市計
H17	0.70	0.81
H18	0.71	0.82
H19	0.71	0.83
H20	0.71	0.84
H21	0.71	0.84
H22	0.68	0.81



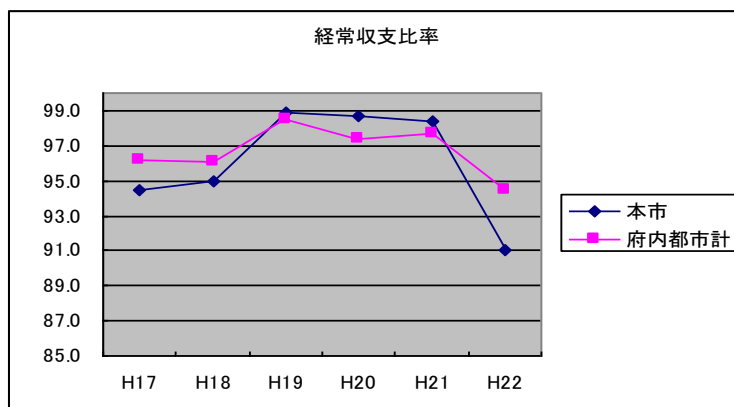
(大阪府市町村ハンドブックより：平成17年度は大阪市・堺市、18年度以降は政令市を除く)

※財政力指数

財政基盤の強さを表す指標。
指数が大きいほど財政力が豊かとされている。

経常収支比率

年度	本市	府内都市計
H17	94.5	96.2
H18	95.0	96.1
H19	98.9	98.5
H20	98.7	97.4
H21	98.4	97.7
H22	91.0	94.5



(大阪府市町村ハンドブックより：平成17年度は大阪市、18年度以降は政令市を除く)

※経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標。
一般的には80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるとされている。

歳入の内訳別推移

(百万円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
地方税	13,685	13,691	14,692	14,507	13,886	13,505
地方交付税	5,121	4,946	5,017	5,036	5,300	6,416
国・府支出金	6,000	5,816	6,179	8,334	7,590	9,457
地方債	1,713	1,544	1,278	1,279	2,422	3,157
その他	7,711	7,564	7,333	6,570	8,705	5,858
合計	34,230	33,561	34,499	35,726	37,903	38,393

歳出の内訳別推移

(百万円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人件費	8,346	8,003	8,239	7,651	7,433	6,910
扶助費	7,025	7,313	7,576	7,781	8,280	10,174
公債費	2,194	2,162	2,219	2,305	2,298	2,448
物件費	4,859	5,006	5,021	4,771	4,826	4,692
維持補修費	309	300	303	308	315	298
補助費等	3,026	2,576	2,584	3,215	4,391	2,520
投資及び出資金・貸付金	1,176	1,169	1,167	1,154	1,568	1,545
普通建設事業費	2,108	2,177	1,816	2,378	3,427	3,142
災害復旧費	0	8	88	22	13	3
繰出金	4,166	4,085	4,401	3,672	4,418	4,555
積立金	425	286	585	264	484	1,482
合計	33,634	33,085	33,999	33,521	37,453	37,769

(地方財政状況調査より)

積立金残高

年 度	積立金残高
平成17年度	9,830,474 千円
平成18年度	9,361,784 千円
平成19年度	8,417,588 千円
平成20年度	7,571,957 千円
平成21年度	7,177,458 千円
平成22年度	8,451,284 千円

(地方財政状況調査より)

(3) 地方分権の進展

地方分権の進展により、国や大阪府からの事務権限の移譲が進んでいます。権限移譲が市民サービスの向上となるよう、広域処理を含めた効率的・効果的な事務体制を整備する必要があります。

また、地域のことは地域自らが決めるという住民本位の分権型社会にふさわしい「地域分権」を推進する必要があります。

(4) 安全・安心のニーズの高まり

長引く経済不況の中から、わずかながら回復の兆しが見えつつあるとはいえ、今もなお、雇用や生活の不安が解消されるにはいたっていません。

また、地震、台風、ゲリラ豪雨、新たなインフルエンザ、犯罪などへの不安から、危機管理や安全・安心へのニーズがいつそう高まっています。

平成 23 年 3 月には、東日本大震災が発生し、大津波や原子力発電所の事故とも相まって未曾有の大災害となりました。地震などの自然災害に対応するため、防災対策をさらに強化するとともに、災害時に高齢者など支援を必要とする人々の安全確保と避難支援を図るため、共助による絆の強い地域づくりを進める必要があります。

本市が平成 23 年度に実施した市民アンケートの結果によると、市民の関心が高い施策は、「防犯・防災・消防など危機的管理の安心度」「保健医療などの充実度」「交通安全対策による安心度」に続き、「高齢者・障がい者などにとっての暮らしやすさ」「上下水道・ごみ・し尿など生活基盤の充実度」の順となっており、安全・安心へのニーズが上位を占めています。



市民アンケート結果(一部抜粋) (「とても重要」「やや重要」と考える割合の合計)

日ごろの生活環境面についての重要度 (%)	23 年度
防犯・防災・消防など危機的管理の安心度	80.1
保険医療などの充実度	79.5
交通安全対策による安心度	78.8
高齢者・障がい者などにとっての暮らしやすさ	77.2
上下水道・ごみ・し尿など生活基盤の充実度	75.8
道路などの交通網の整備	70.8
児童福祉や子育てのしやすさ	70.7
公共交通手段の便利さ	69.7
学校や幼稚園の教育環境	69.7
情報提供の充実度	63.6

(5) 地域活力の動向

市民が地域のまちづくり活動に積極的に参画する社会が到来すると言われていますが、本市でもこれまでの地縁団体や市民グループに加え、住民が自発的にグループを結成し、地域の課題解決や公益活動を行う動きも広まっています。

3. 重点的に取り組む施策・事務事業の考え方

(1) まちづくりの考え方

最近の社会情勢や、本市を取り巻く課題等、とりわけ行政サービスや地域コミュニティの基盤にも影響が予想される人口減少傾向、少子高齢化の進行、さらに厳しい財政状況を想定しながら、第4次総合計画が目指す将来像を実現するため、平成24年度から平成26年度の3年間に本市が重点的に取り組む施策の考え方は、第4期実施計画に引き続き、次のとおりとします。

① さまざまな市民がまちづくりに参加するまちをめざします。
② 安心して暮らせるまちをめざします。
③ 効率的で効果的な行財政運営により持続可能なまちづくりを進めます。

(2) 施策の優先基準

上記の考え方にに基づき、本市が平成24年度から26年度の3年間に重点的に取り組む施策の優先基準は、第4期実施計画に引き続き、次のとおりとします。

① 防災・防犯、様々な危機に対応するもの。
② 次世代を担う子どもたちと子育てを支援するもの。
③ あらゆる市民の生活を支援するもの。
④ 地域の魅力を高め、まちに活気を生み出すもの。
⑤ 効率的で効果的な実施方法など十分に精査されたもの。

(3) 重点施策と主な事務事業（平成24年度～平成26年度）

上記のまちづくりの考え方及び施策の優先順位を考慮しながら、第4次総合計画に定めた施策の大綱に基づき重点的に取り組む主な事務事業を、各施策の「主な事業と担当所管」の欄に掲載しています。

(4) 計画事業費について

下記の計画事業費は、実施計画策定段階における主な事務事業を推進するための予定事業費です。

財政の見通しについては「2. (2) 厳しい財政運営」で述べたとおり、厳しい状況が続くものと予想していますが、今後の予算査定過程において、財政状況や計画策定後の事業の進捗等を踏まえ、さらに精査し、予算規模と整合を図ります。

<留意事項>

- ・ 24年度は当初予算額ですが、それ以降については、事業予定に基づく試算です。
- ・ 全て百万円単位とし、百万円未満の端数は四捨五入しています。
- ・ 複数の節に記載されている事務事業もありますが、その場合は、一番初めに出てくる節にのみ計上しています。

(百万円)

	24年度	25年度	26年度	合計
第1章 人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり				
第1節 さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり	8	8	8	25
第2節 行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり	7	7	7	20
第3節 市民と行政の協働を推進するしくみづくり	8	8	8	23
第2章 施策の大綱				
第1節 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちをめざす	16	16	16	49
第2節 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす	1,006	1,041	785	2,832
第3節 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす	2,235	2,144	2,381	6,760
第4節 いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす	2,634	2,367	2,367	7,369
第5節 環境にやさしい循環型のまちをめざす	2,181	2,252	2,175	6,608
第6節 安全で快適に暮らせるまちをめざす	1,212	1,021	1,021	3,254
第7節 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす	246	230	230	706
合計	9,553	9,095	8,998	27,645

基本計画 第1章

第1節 ー 【さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

行政活動の各場面において、さまざまな立場の意見を反映できるように、市民参加の機会を積極的に設けます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 市政に関する市民の意向を把握し、行政運営の基礎資料とするため市民アンケートを実施します。
- ・ 「市長とお茶でも」を活用し、市政に関する意見交換を行います。
- ・ 行政資料の閲覧などを始め、さまざまな情報提供を積極的に行います。
- ・ 第4次総合計画推進のためのフォローアップを行います。
- ・ さまざまな立場の市民が行政活動に参加するための指針づくりを進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民相談事務事業（市民アンケート、市長とお茶でも等）＜情報公開課＞
- ・ 情報公開事業＜情報公開課＞
- ・ 総合計画実施事務＜政策推進課＞
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施＜各課＞
- ・ 審議会や委員会委員の市民公募＜各課＞

第2節 ー 【行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

市民と行政職員の間での積極的な情報提供や、意見交換の場を持つことで、市民とともにまちづくりを進めていくために必要な市民感覚を身につけます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 行政職員が地域に出かけ、市政などについて情報を提供する出前講座を行います。
- ・ 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、職場内研修や課内会議を推奨し、民間企業への研修参加・職場体験や職員自らが提案する研修などを実施します。
- ・ 職員倫理条例に基づき、職員一人ひとりの倫理意識の更なる向上を図ります。
- ・ 職員の意識改革を図るため、職員会議等を通して情報を共有し、計画、実行、検証、行動ができる職場環境を整備し、組織全体のレベルアップを図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 出前講座＜社会教育課＞
- ・ 職員研修事業＜人事課＞
- ・ 職員会議の推進＜政策推進課・人事課＞

第3節 一 【市民と行政の協働を推進するしくみづくり】

3 ヶ年における施策の方向や目標

市民が積極的にまちづくりに参加し、市民と行政が協働することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市民が主役となる富田林を実現します。また「市民公益活動推進指針第2期実施計画」に基づき、市民参加と協働のためのしくみを構築します。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 「市民公益活動推進指針第2期実施計画」に基づき、既存補助金を見直した事業提案型補助金制度、協働事業評価システムの構築、委託契約制度改善、協働事業実施マニュアル作成等を検討します。
- ・ 地域の主体的な取り組みを支援するための（仮称）「元気なまちづくり補助金」をモデル実施します。
- ・ 市民協働の状況把握と、さらなる推進に向けた制度の研究を行います。
- ・ 大学との連携協定を活かした協働事業に積極的に取り組みます。
- ・ 市民公益活動支援センターの運営にあたっては、民間委託のメリットを生かしながら、市民にとって利用しやすい施設をめざします。
- ・ 「アドプトロードプログラム」により、地域住民による道路清掃等のボランティア活動に対する支援を行います。
- ・ さまざまな分野において、今後のまちづくりの方向性を市民と協働で探っていく取り組みを進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民公益活動推進事務<市民協働課>
- ・ 市民公益活動支援センター事務<市民協働課>
- ・ 市道アドプトロード事業<道路交通課>
- ・ 富田林駅前整備事業（市民協働プログラムの実施等）<富田林駅南地区整備課>

基本計画 第2章 第1節

1-① 【平和活動の推進】

3ヵ年における施策の方向や目標

戦争を知らない世代が大半を占めるようになった現在、戦争の悲惨な体験を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と戦争を起こさないよう、平和の尊さや命の大切さを訴えつづけます。

非核平和宣言都市として、核兵器の廃絶、世界の平和をめざします。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 非核・平和への願いを深め広げるため、平和を考える戦争展の開催と親子平和の旅を実施します。
- ・ 戦争の悲惨さを風化させることのないよう、戦争体験者と子どもたちが共に語り合える場を作ります。

主な事業と担当所管

- ・ 平和のつどい事業<人権政策課>

1-② 【多文化共生のまちづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

「多文化共生推進指針」に基づき、富田林で暮らす人々が、国籍や文化的ルーツに関わらず、互いに尊重し、快適で安心な生活や活動が営めるようにすることをめざします。

姉妹都市ベスレヘム市や友好協力関係の中国彭州市、歴史・文化的ゆかりのある韓国益山市との活発な交流を行います。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ (特活)とんだばやし国際交流協会との協働により、地域の多文化共生を進め、地域の国際化を担う人材を育成するため、国際交流活動の推進及び支援を行います。
- ・ 多言語による業務案内・窓口ちらし等を作成し、行政情報を提供することにより、外国人市民が円滑な市民生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 富田林・ベスレヘム姉妹都市協会との協働により、両市民の友好親善を促進します。また中国彭州市、韓国益山市をはじめ、他の諸外国都市との市民間の国際交流を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 国際化施策推進事業<市民協働課>
- ・ 姉妹都市・友好都市交流推進事業<市民協働課>

2-① 【人権の尊重と実現】

3 ㇿ年における施策の方向や目標

憲法で保障された基本的人権が無条件にすべての人に保障されることをめざし、市民や職員一人ひとりが人権について認識を深めることができるよう人権教育・啓発に取り組めます。

権利の主体である市民との協働による人権教育・啓発活動をめざします。

3 ㇿ年で実施する施策の概要

- ・ 各職場に配置された「人権教育・啓発推進員」による職場内人権研修を実施します。
- ・ 人権相談を実施します。
- ・ 人権啓発冊子や研修会、イベント等あらゆる手法を駆使し、人権教育・啓発活動を推進します。
- ・ 人権啓発イベントなどの開催において市民に参画を求め、協働で実施します。
- ・ 識字学級を実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 人権啓発事業<人権政策課>
- ・ 人権教育推進事業<社会教育課・人権文化センター・公民館>

3-① 【男女共同参画社会の形成】

3 ㇿ年における施策の方向や目標

男女が互いの協力と社会支援のもと、子育て、介護、家庭生活、地域活動、職場など様々な場面において対等に参画し、十分に能力を発揮する機会が確保される男女共同参画社会をつくるため、性別に関わらず、互いの個性と能力を充分発揮することができる、男女が共に生きやすい社会の形成をめざします。

3 ㇿ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の理解を深めるため、男女共同参画フォーラムや講座の実施、啓発リーフレットの発行などを行います。
- ・ 女性の悩み相談や電話相談を実施します。
- ・ 男女共同参画センター「ウィズ」の活用を図るとともに、自主的な活動や学習を促進するため、協働で研修会を開催する等、男女共同参画に関連する市民活動を支援します。
- ・ DV被害者を支援するため、関係機関と連携し、随時対応にあたりるとともに定期的に会議を開催します。また、DV 予防啓発に努めます。
- ・ 「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」に基づく施策を計画的に進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 男女共同参画推進事務<人権政策課>

基本計画 第2章 第2節

1-① 【情報公開の推進】

3カ年における施策の方向や目標

市民生活や地域活動を支援し推進するため、情報の公開度を高め、わかりやすく役立つ情報を積極的に提供、公開します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民が抱える悩みや課題の解決を支援するために、市民相談や各種専門相談を実施します。
- ・ 情報公開を積極的に推進します。
- ・ 広報誌・庁内モニターなどさまざまな媒体を活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。

主な事業と担当所管

- ・ 市民相談事務事業<情報公開課>
- ・ 情報公開事業<情報公開課>
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施<各課>
- ・ 広報誌発行事業<情報公開課>
- ・ モニター運用事業の実施<政策推進課・情報公開課・総務課>

1-② 【情報化を活かしたまちづくり】

3カ年における施策の方向や目標

進展する高度情報化社会に対応するため、市民生活や地域活動を支える様々な情報の電子化を進めます。地域社会においても、情報コミュニケーション技術（ICT）を活用した積極的な情報提供を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ GIS（地理情報システム）による各種台帳などの効率的な整備活用を進めます。
- ・ 情報コミュニケーション技術（ICT）などを活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。
- ・ 市税・国民健康保険料・介護保険料・保育料などに加え、学童クラブ使用料などのコンビニ収納を引き続き推進します。
- ・ 市民税（法人）、固定資産税（償却資産）について電子申告を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 統合型GIS整備事業<政策推進課>
- ・ GISに関するヘルプデスク設置事業<政策推進課>
- ・ 広報事業ウェブサイトの内容の充実<情報公開課>
- ・ 徴収事務(コンビニ収納)<納税課・保険年金課・高齢介護課・保育課・子育て支援課 他>
- ・ 市民税・固定資産税課税事務<課税課>

2-① 【行財政改革の推進】

3 ヲ年における施策の方向や目標

財源総量の減少が見込まれ、厳しい財政運営が続く中、多様化する市民ニーズに
え、市民本位のまちづくりを進めるために、効果的な行政運営の実現に向けた行財政
改革を推進します。

税金や料金の適正な徴収や、限られた財源の効率的な活用を進め、健全財政を堅持
しながら市民満足度の高い透明性のある行政サービスの提供をめざします。

3 ヲ年で実施する施策の概要

- ・ 国や大阪府からの権限移譲が市民サービスの向上となるよう、事務体制の整備に努めるとともに、既存事務について、近隣市町村との連携による、効率化、強化を検討します。
- ・ 民間活力の導入などによる各種業務の効率化を図ります。
- ・ 行政評価を引き続き実施します。
- ・ 入札制度改革の推進や公会計制度の研究に取り組みます。
- ・ 受益者負担の適正化を図るため、公共料金の見直しを検討します。
- ・ 補助金のあり方の検討を進めます。
- ・ 課税事務において賦課体制と課税説明の充実を図るとともに、徴収体制の充実を図ります。
- ・ 多様化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的な職員体制の整備に努めます。
- ・ 歳入確保に向けて、広報誌などへの有料広告掲載・庁内モニターの活用や、新たな広告媒体の掘り起こしに努めます。
- ・ 公共施設の整備・統廃合について検討を進めます。
- ・ 指定管理者制度の活用などにより、サービスの向上と効率的な施設運営に努めます。
- ・ 下水道資産の整理と企業会計への移行に向けた準備を進めます。
- ・ 市役所でのパスポート申請・交付業務を実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 南河内広域行政共同処理事業<広域福祉課・広域まちづくり課・政策推進課>
- ・ 学校園管理業務の民間委託などの検討<教育総務課>
- ・ 行政評価事業<行政管理課>
- ・ 火葬料金の見直しの検討<衛生課>
- ・ 補助金のあり方の検討<行政管理課>
- ・ 課税・徴収事務（固定資産税・都市計画税・市府民税）<課税課・納税課>
- ・ 徴収業務のコールセンター事業<納税課・保険年金課 他>
- ・ 職員数の適正管理と給料等の見直し<政策推進課・人事課>
- ・ 広告収入事業<各課>
- ・ 公共施設のあり方の検討<行政管理課・政策推進課>
- ・ 新たな施設への指定管理者制度の導入の検討<行政管理課>
- ・ 公営企業会計法適化業務<下水道管理課>

2-② 【新しい時代を担う人材の育成】

3 ヶ年における施策の方向や目標

地方分権の進展により、地域の特性を生かした特色あるまちづくりの実現が求められており、地方自治の主体となる市民との連携やNPOなどとの協働を視野に入れた施策を企画立案できる人材の育成をめざします。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、職場内研修や課内会議を推奨し、民間企業への研修参加・職場体験や職員自らが提案する研修などを実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 意識改革のための職員研修の実施<人事課>
- ・ 昇任資格試験制度等の実施<人事課>
- ・ 職種変更試験制度の実施<人事課>
- ・ 職員の自発的な各種行政研究会を支援<人事課>
- ・ 職員提案型による研修の実施<人事課>
- ・ 意識改革を目的に民間企業へ職員を派遣<人事課>

2-③ 【適正な財産管理】

3 ヶ年における施策の方向や目標

幼稚園・小学校・中学校など多くの施設で老朽化が進んでいるため、安全確保及び教育方針の変化に対応する施設をめざした維持管理を行うとともに、計画的に耐震化を推進します。また、庁舎を含む公共施設の維持管理を計画的に行い、既存施設の効率的な利用を図ります。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 教育施設をはじめ公共施設の耐震化を図ります。
- ・ 市庁舎について、緊急性の高いところから順次修繕を実施します。
- ・ 中央公民館・図書館の耐震補強を実施します。
- ・ 教育施設をはじめ公共施設について、老朽化した設備や施設の整備、トイレのバリアフリー化等を実施します。
- ・ 官民境界先行型の地籍調査事業を推進します。
- ・ 富田林斎場の既存設備の整備を計画的に進めます。
- ・ 既存施設の統廃合や有効利用を進めます。
- ・ 休止中の公会堂について、除却工事に向けた設計を行います。
- ・ 廃止した市営プール4か所の跡地利用について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 幼稚園・小学校・中学校施設耐震及び補強事業<教育総務課>
- ・ 庁舎修繕<総務課>
- ・ 公民館・図書館整備改修事業<公民館・図書館>
- ・ 幼稚園・小学校・中学校施設改修事業<教育総務課>
- ・ 小学校・中学校大規模改造事業<教育総務課>
- ・ 小学校・中学校備品整備事業<教育総務課>
- ・ 学校給食施設整備事業（施設備品の整備）<学校給食課>
- ・ すばるホール整備事業<社会教育課>
- ・ 地籍調査事業<道路交通課>
- ・ 墓地管理事業<衛生課>
- ・ 富田林斎場運営事業<衛生課>
- ・ 公会堂の解体設計<社会教育課>
- ・ 市営プールの廃止<スポーツ振興課>
- ・ 市民会館の耐震設計等<社会教育課>

基本計画 第2章 第3節

1-① 【子育て支援の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

女性の社会進出や小家族化の進行など子育てを取り巻く環境に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 「次世代育成支援行動計画（後期）」を推進します。
- ・ 「つどいの広場」を乳幼児を持つ親と子が気軽に集い、相互交流できる地域の子育て支援拠点としていきます。
- ・ 子育て支援に関わる関係機関の研修を実施し、支援の担い手を支援します。
- ・ 子育てサービスに関する情報の発信に努めるとともに、子育て支援に関わる関係機関のネットワークを強化し、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- ・ 学童クラブの施設や備品の整備に努めるとともに、指導員の体系的な研修を実施し、質の向上に努めます。
- ・ 乳幼児健診後のフォロー教室（チューリップ教室）を常設します。
- ・ 要保護児童対策地域協議会では、関係機関に向けての研修や、市民啓発などを行い、児童虐待への対応を強化します。
- ・ ひとり親家庭には専門職である母子自立支援員が相談にあたり、就労支援の充実を図ります。
- ・ 子ども医療費の助成対象を、従来の小学6年生までの入通院に加え、入院にかかる医療費助成を中学3年生まで拡充します。
- ・ 多様な子育てニーズに対応し、保育内容の充実を図ります。
- ・ みどり保育園民営化後の状況を検証しながら、次の保育所民営化について検討を行います。
- ・ 地域に密着した子育て支援のネットワーク構築に向け、市域を4ブロックに分け、個別訪問を中心とした子育て支援を実施します。
- ・ 乳幼児クラブ事業の充実を図ります。

主な事業と担当所管

- つどいの広場事業<子育て支援課>
- 親支援事業<子育て支援課>
- ファミリー・サポート・センター運営事業<子育て支援課>
- 学童クラブ事業<子育て支援課>
- 幼児健全発達支援事業<子育て支援課>
- 要保護児童対策地域協議会事業<子育て支援課>
- 育児支援家庭訪問事業<子育て支援課>
- ひとり親家庭自立支援対策事業<子育て支援課>
- 子ども医療費助成事業<福祉医療課>
- 地域子育て支援センター事業<保育課>
- 公立保育所運営<保育課>
- 一時保育事業<保育課>
- 保育所一般運営事務<保育課>
- 保育所整備事業<保育課>
- 民間保育所運営補助<保育課>
- 民間保育所施設整備補助事業<保育課>
- 市立保育所民間活力導入事業<保育課>
- 子育て支援ネットワーク事業<子育て支援課>
- 乳幼児クラブ事業<児童館>

1-② 【学校教育の充実】

3カ年における施策の方向や目標

急激な社会の変化に対応し、今後の社会を拓いていく子どもたちをたくましく健やかに育みます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 中学校給食について、「給食の日」を設けるなど、利用率の向上を図りながら、栄養面と食育の観点を大切にした運営を行います。
- ・ 高度情報化社会や国際化社会への対応や、子どもの安全管理や生徒指導上の諸課題に取り組みます。
- ・ 小学6年生などを対象に少人数学級を推進するとともに、規範意識や道徳心を育む学習環境の整備に努めます。
- ・ 小学校のパソコン教室を計画的にリニューアルします。

主な事業と担当所管

- ・ 中学校給食事業<学校給食課>
- ・ 共生ネット支援事業<教育指導室>
- ・ 英語教育推進事業<教育指導室>
- ・ 学校図書館教員補助員配置事業<教育指導室>
- ・ 生徒指導事業（不登校生へのサポートなど）<教育指導室>
- ・ 小・中学校肢体不自由児等就学事業<教育指導室>
- ・ きめ細かな指導推進事業<教育指導室>
- ・ 小学校教育用パソコン管理事業<教育指導室>

1-③ 【学校・家庭・地域の連携】

3カ年における施策の方向や目標

学校教育を充実させるには、地域の協力が不可欠であり、学校を核とした地域の教育コミュニティづくりを進め、学校・家庭・地域が連携して子どもの育成を担っていきます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 各小学校区において、学校とPTA、町会や自治会などの団体が連携して子どもの登下校の安全を見守る活動を行います。
- ・ 各中学校区に設置されている地域教育協議会への運営補助を行います。
- ・ 放課後や週末等に、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図ります。
- ・ 子どもを対象とする事業の情報提供を行います。
- ・ 地域コミュニティの形成に寄与することを目的に備品を貸出します。

主な事業と担当所管

- ・ 教育コミュニティ推進事業<教育指導室>
- ・ 地域教育力活性化事業（子どもイベント情報紙の発行）<社会教育課>
- ・ 放課後子ども教室推進事業<社会教育課>
- ・ 社会教育一般事務<社会教育課>

1-④ 【青少年の育成】

3ヵ年における施策の方向や目標

青少年の自主的な活動を支援し、健全育成を図ります。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 青少年を対象とした講座や教室などを開催します。
- ・ ボランティア活動などを通して、青少年リーダーを養成することで、青少年の自主的な活動を支援します。
- ・ ニートやひきこもり等に対応する相談窓口を開設します。

主な事業と担当所管

- ・ 親子ふれあい事業<児童館>
- ・ 自主活動支援事業<児童館>
- ・ 青少年対策管理事務<社会教育課>

2-① 【生涯学習の推進】

3 ヶ年における施策の方向や目標

市民と行政が連携し、市民の学習ニーズに対応した活動を支援します。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 各公民館において、社会的課題や市民ニーズに即した主催事業を実施します。
- ・ 「公民館まつり」など、公民館クラブ連絡会との連携・協力事業を実施します。
- ・ 図書館コンピュータシステムの更新により利便性向上を図るとともに、市民への学習支援、生活上の問題解決のための情報の提供や紹介（レファレンスサービス）を実施するために、他の図書館や関係機関との連携などの体制づくりを進めます。
- ・ 子どもの読書活動を推進するために、「富田林子ども読書活動推進計画」を作成します。
- ・ 子どもたちに本の楽しさを知ってもらうため、小・中学校の図書館への「ブック便とっぴーGO！」による配本や、ボランティアと連携し、子どもや保護者への読書啓発を行います。
- ・ ふるさと寄附金を活用し、子どもが科学への興味を高められるよう、「自然科学の50冊事業」を実施します。
- ・ 広域利用や民間活力導入の検討なども含め、さらに利用しやすい図書館をめざします。
- ・ 公民館・図書館および付属施設の設備・備品等の整備・更新を計画的に実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 公民館主催事業<公民館>
- ・ 公民館クラブ連絡（協議）会育成事業<公民館>
- ・ ブックスタート事業<図書館>
- ・ 自然科学の50冊事業<図書館>
- ・ 図書館資料整備事業<図書館>
- ・ 公民館・図書館施設管理運営事業<公民館・図書館>

2-② 【市民文化の推進】

3カ年における施策の方向や目標

文化活動についての情報や場を提供し、市民と協働しながら市民文化の振興を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 文化振興基金の活用により、市民による文化活動を支援します。
- ・ 富田林市文化団体協議会・文化振興事業団との協働で、市民文化祭を開催します。
- ・ 芸術文化鑑賞機会の創出や市民自らが参加・創造する機会の充実を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 文化振興基金運用事業<社会教育課>
- ・ 市民文化祭事業<社会教育課>
- ・ すばるホール管理運営事業<社会教育課>
- ・ 市民会館管理運営事業<社会教育課>

2-③ 【スポーツの推進】

3カ年における施策の方向や目標

既存施設を有効に活用し、スポーツや健康づくりに気軽に親しめる環境づくりや、地域のコミュニティ意識の向上につながる施策を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ スポーツの振興を図るため、学校体育施設の運動場開放を推進します。
 - ・ 総合スポーツ公園のテニスコートなど、施設の設備改修を行います。
 - ・ 体育施設への指定管理者制度導入により、さらなるサービス向上に努めます。
 - ・ プロ野球ウエスタンリーグ公式戦を誘致し、市民のスポーツに対する関心を高めま
- す。

主な事業と担当所管

- ・ 学校開放事業<スポーツ振興課>
- ・ 体育施設整備事業<スポーツ振興課>
- ・ 体育施設管理運営事業<スポーツ振興課>
- ・ 市民スポーツ活動推進事業<スポーツ振興課>

基本計画 第2章 第4節

1-① 【地域医療の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

医療機関の機能分担と連携を図り、地域の中核病院としての富田林病院を中心とする包括的な医療体制を整備します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 南河内圏域の9市町村が連携し、障がい児（者）の歯科診療事業を引き続き実施します。
- ・ 富田林病院の産科を再開し、新たに、妊婦健診から出産後の育児相談へと繋ぐ連携システムを実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 障がい児（者）歯科診療体制整備事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 富田林病院運営事業＜健康づくり推進課＞

1-② 【救急医療の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

近隣市町村との連携を図りながら、救急医療体制を充実します。
救急業務の高度化、救命処置や応急手当についての市民の意識啓発などにより、救命率の向上をめざします。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 近隣市町村と連携し、休日や年末年始における初期救急医療や、小児救急医療の提供を行います。
- ・ 公共施設へのAED（自動体外式除細動器）設置を推進するとともに、使用方法を含めた救急手当の講習会を行います。
- ・ 救急救命士資格を取得するため職員を派遣し、救急業務の高度化に対応します。
- ・ 呼吸停止や心臓停止の傷病者に対して、救急隊員の支援要員として消防隊員も出動し、連携して活動を行う「PA連携」を実施します。
- ・ 救急医療相談として「救急安心センターおおさか」の活用を推進します。
- ・ 休日診療所の施設・設備の更新、充実を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 休日診療所事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 小児救急医療事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 応急手当普及啓発＜警備救急課＞
- ・ 救急隊員養成＜警備救急課＞
- ・ 救急救命士の教育＜警備救急課＞
- ・ 消防車・救急車連携（PA連携）の実施＜消防署＞
- ・ 「救急安心センターおおさか」の活用＜警備救急課＞

2-① 【保健予防の充実】

3カ年における施策の方向や目標

地域の医療機関と連携しながら、がん検診や、メタボリックシンドローム対策等を一層充実します。さらに母子保健においては、妊産婦や乳幼児の健康維持・増進に加え、少子化対策や虐待対策などを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民検診は、集団検診に個別検診も追加することで、受診率の向上を図ります。
- ・ 対象年齢の方にクーポン券による大腸がん・子宮がん・乳がん検診を実施します。
- ・ 生後4か月までの乳児がいる家庭に保健師や助産師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行います。
- ・ 不妊治療に対する助成を引き続き実施します。
- ・ 妊婦健康診査助成を引き続き実施します。
- ・ 健康管理システムにより、未受診者の把握や受診勧奨、健康相談などを行うとともに、健康ヘルスアップ事業を進めます。
- ・ 70歳以上の高齢者を対象とする「肺炎球菌ワクチン」に加え、中学1年生から高校1年生までの女子を対象とする「子宮頸がんワクチン」や0歳～4歳児を対象に「小児用肺炎球菌ワクチン」と「ヒブワクチン」の予防接種費用の助成を引き続き行います。

主な事業と担当所管

- ・ 市民検診事業（がん予防対策の拡充）＜健康づくり推進課＞
- ・ こんにちは赤ちゃん事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 母子保健事業＜健康づくり推進課＞
- ・ マタニティキーホルダーの給付＜健康づくり推進課＞
- ・ 予防接種事業＜健康づくり推進課＞

2-② 【健康づくりの推進】

3カ年における施策の方向や目標

こころの健康づくりや食育なども含めた幅広い支援を充実させることで、健康でいきいきと暮らせる健康寿命の延伸を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 生活習慣病の予防や、健康増進等の健康に関する知識の普及を図るため、引き続き講座や相談を実施します。
- ・ 食と健康に関する知識の普及をめざし、食育推進計画の策定を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 健康指導事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 食育推進計画策定事業＜健康づくり推進課＞

3-① 【地域福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

地域でのふれあい・支えあいの場づくりや、地域福祉の担い手の確保を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 「第2期地域福祉計画」を策定し、誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちをめざし、地域における互助意識の醸成に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員との連携を深めるとともに、校区・地区福祉委員会などの関係機関の協力を得ながら、世代間交流、障がい者（児）との交流、外国人市民との交流を推進します。
- ・ ボランティアの育成や組織化への支援、支援をしたい人と受けたい人をつなぐ体制づくりなどを、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 既存施設を有効に活用した、地域の交流・活動拠点の設置に向けた研究を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり<地域福祉課>
- ・ 地域による災害時要援護者支援と地域福祉担い手育成<地域福祉課>

3-② 【高齢者福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

高齢化の進行などにより、独居高齢者や認知症高齢者が増え、介護ニーズも増大する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境整備やネットワークの構築と介護サービスの質の向上、サービス給付の適正化を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 「高齢者保健福祉計画」及び「第5期介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、生活支援などの各サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。
- ・ 介護予防サポーターを養成し、地域での介護予防を普及啓発するとともに、認知症予防講座や相談事業を実施し、認知症高齢者とその家族の支援に努めます。
- ・ 在宅の介護家族を支援するため、緊急時ショートステイ事業や家族介護教室の充実に努めます。
- ・ 地域包括支援センター（ほんわかセンター）を中心に、圏域ごとの高齢者支援のネットワークづくりを進めるとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携して医療と介護の連携に努めます。
- ・ ケアプラン検証や給付費通知、介護相談員の派遣を通じて、介護サービスの質の向上と給付の適正化に努めます。
- ・ 介護保険料などのコンビニ収納を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 介護サービス基盤の整備促進事業<高齢介護課>
- ・ 介護予防一般高齢者施策事業<高齢介護課>
- ・ 認知症高齢者見守り事業<高齢介護課>
- ・ 介護相談員派遣事業<高齢介護課>
- ・ 包括的支援事業<高齢介護課>
- ・ 介護家族継続支援事業<高齢介護課>
- ・ 介護給付等費用適正化事業<高齢介護課>
- ・ 徴収事務（コンビニ収納）<高齢介護課>

3-③ 【障がい者福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

障がい者の日常生活を支えていく上で、より身近な場所でサービスを提供できる施策の展開と、地域で共に生活する人たちの理解や協力を得られるよう啓発活動を促進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関係機関で構成する地域自立支援協議会において、関係機関のネットワーク作りや障がい理解の啓発活動などを実施します。
- ・ 「第3期障がい福祉計画」に基づいた相談支援事業の機能を充実させるため、基幹相談支援センターを設置します。
- ・ 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、パソコン要約筆記奉仕員養成のための講習会を開催します。

主な事業と担当所管

- ・ 地域生活支援事業（障がい者相談支援事業・障がい者基幹相談支援センター事業）<障がい福祉課>
- ・ コミュニケーション支援事業（パソコン要約筆記奉仕員養成）<障がい福祉課>

4-① 【生活自立支援の充実】

3カ年における施策の方向や目標

関係機関との連携により、生活困窮世帯等の自立に向けた支援体制を整えます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 就職困難者の雇用実態や就労の意向、抱えている問題点の把握調査を実施します。
- ・ 関係機関と連携し、地域での自立生活を支える環境づくりを進めます。
- ・ 就労支援員と連携し、一人ひとりの実態に応じた支援を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 就職困難者の抱える問題等の把握調査<生活支援課>
- ・ 関係機関のネットワーク化による自立支援体制づくり<生活支援課>
- ・ 生活自立に向けた就労支援体制づくり<生活支援課>

4-② 【保険年金の充実】

3カ年における施策の方向や目標

市民の健康を増進し、また、医療費の抑制につなげるために、持続可能な保険制度の運営と、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視した健診及び保健指導の充実を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 40～74歳の対象被保険者に特定健診の受診券を送付し、健診受診率を高めます。
- ・ 国民健康保険の被保険者証をカード化します。
- ・ 国民健康保険料などのコンビニ収納を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 保健事業<保険年金課>
- ・ 徴収事務（コンビニ収納）<保険年金課>

基本計画 第2章 第5節

1-① 【市民地球環境運動の推進】

3ヵ年における施策の方向や目標

地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー化を進めます。また、活動している市民や企業との連携を進めていきます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 環境家計簿の配布などを通して、温室効果ガス削減に対する啓発活動を行います。
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を引き続き行います。
- ・ 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。また環境省が進めるエコアクション21を推進します。
- ・ 節電対策の啓発・推進に取り組みます。
- ・ 緑のカーテン設置を促進します。
- ・ 環境対策車の購入、電動アシスト自転車の購入など環境に優しい公用車整備を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 産業活性化事業（ISO14001取得への補助）＜商工観光課＞
- ・ エコアクション21の推進、環境家計簿の普及＜みどり環境課＞
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置補助＜みどり環境課＞
- ・ 公用車整備事業＜行政管理課＞

1-② 【環境美化の推進】

3ヵ年における施策の方向や目標

美しく清潔なまちづくりを進めるため、地域における清掃や美化活動の推進を図ります。さらに個人のモラルに委ねるだけでなく、モラルを担保する仕組みとして、環境美化条例の制定をめざします。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 環境美化条例について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 環境美化条例の検討＜みどり環境課＞

1-③ 【ごみの減量とリサイクルの推進】

3カ年における施策の方向や目標

ごみの減量への方策やリサイクルを推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、長期的・計画的なごみの減量化・資源化など適正処理を推進し循環型社会の形成を図ります。
- ・ 資源ごみの分別収集や生ごみ処理機の購入補助などを通して、ごみの資源化や減量化を進めます。
- ・ 粗大ごみの有料化制度導入について、南河内環境事業組合の構成市町村と協議しながら検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 一般廃棄物処理基本計画実施事務<衛生課>
- ・ 資源ごみ処理委託事業<衛生課>
- ・ ごみ減量対策事業<衛生課>
- ・ 粗大ごみ有料化の検討<衛生課>

1-④ 【汚水処理の推進】

3カ年における施策の方向や目標

水洗化による生活改善と水環境の更なる改善をめざして汚水処理施設整備を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 従来からの下水道整備事業のほか、市設置型浄化槽整備推進事業について第2期事業を推進します。

主な事業と担当所管

- ・ 流域関連公共下水道整備事業<下水道整備課>
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業<下水道管理課>

2-① 【水辺の環境整備】

3カ年における施策の方向や目標

本市の中心部を流れ、市民の憩いの場である石川の水辺などを美しく保つために、行政・市民・地域が一体となって水辺の環境美化に取り組みます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 石川大清掃を通して、市民のみなさんとともに石川の水辺の美化推進に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 石川大清掃の実施<みどり環境課>

2-② 【みどりの推進】

3カ年における施策の方向や目標

自然の生態系を重視し、持続可能な自然環境の保全に重点を置いたまちづくりを進めます。

良好な景観の形成、防災機能の向上、市民の憩いの場の確保など、多様な観点からみどりの保全に努めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 滝谷公園の桜の植え替えなど、都市公園や児童遊園の適切な維持管理や、年次的な遊具の取替えなどを推進します。
- ・ 市民による緑化活動や公園等愛護会の活動を支援します。
- ・ 街路樹の適切な維持管理を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 児童遊園新設事業<みどり環境課>
- ・ 公園整備・管理事業<みどり環境課>
- ・ 記念植樹事業（「記念の森」の維持管理）<みどり環境課>
- ・ グリーンハーモニー事業（緑化フェアへの補助など）<みどり環境課>
- ・ 街路樹管理事業<道路交通課>

2-③ 【自然、歴史環境の保全と活用】

3カ年における施策の方向や目標

市民による自然保護活動を支援し、富田林寺内町を中心とした本市の歴史遺産を対外的にアピールするとともに、これらを次世代に継承するための保全だけでなく、積極的な整備を図ることでまちの資源として活用します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 富田林の自然を守る市民活動を支援します。
- ・ 文化財保護条例の制定をめざすとともに、埋蔵文化財保護のための緊急発掘調査の実施や歴史資料の保存活用を図ります。
- ・ 寺内町地区のまち並み景観の整備を行います。
- ・ 龍泉寺庭園の修復整備事業に支援を行います。
- ・ 旧田中家住宅の活用を行います。
- ・ 史跡新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳の整備に向けた取り組みを行います。

主な事業と担当所管

- ・ 富田林の自然を守る市民運動事業<みどり環境課>
- ・ 埋蔵文化財調査事業<文化財課>
- ・ 出土遺物・古文書及び民俗資料保存活用事業<文化財課>
- ・ 寺内町整備事業・街なみ環境整備事業<文化財課>
- ・ 名勝龍泉寺庭園修復整備事業<文化財課>
- ・ 旧田中家管理事業<文化財課>

2-④ 【安全でおいしい水の供給】

3カ年における施策の方向や目標

東南海・南海地震の発生が想定されるなか、応急給水・応急復旧計画を策定し、災害対策の観点から老朽管の更新、水道施設の耐震化や応急給水体制の整備を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 地震時に病院や避難所などへ水道水を確保する「耐震化ルート」の整備を行います。
- ・ 老朽管や水道施設の更新・耐震化を推進します。
- ・ 渇水及び災害対策として、水源・送水ルートの複数化を図ります。
- ・ 近隣市町村との間で直接水道管を結び、緊急時の相互配水をめざします。
- ・ オリジナルのボトル缶を製作し、災害時や緊急時に備えながら、安全でおいしい水道水の啓発にも活用します。

主な事業と担当所管

- ・ 水道基幹管路耐震化事業<水道工務課>
- ・ 水道施設更新・耐震化事業<水道工務課>
- ・ 老朽管更新事業<水道工務課>
- ・ 水源複数化事業・緊急連絡管事業<水道工務課>

基本計画 第2章 第6節

1-① 【防犯対策の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

自治会・学校・警察などの各種関係機関と協力し、地域社会における防犯活動の積極的な推進や市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪が発生しにくいまちをめざします。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 地域住民による青色パトロール組織の設立を支援し、青色防犯パトロール車の運行に対して補助を行います。
- ・ 防犯教室の開催や各種防犯啓発活動を支援します。
- ・ 防犯灯や防犯カメラの設置など、防犯意識を高めるまちづくりの研究を行います。
- ・ 町会等が行う防犯灯の設置について、省電力・長寿命として注目されている LED タイプのものについて引き続き補助対象とし、地域の防犯体制を推進します。

主な事業と担当所管

- ・ 防犯対策事業<総務課>
- ・ 防犯灯補助事業<市民協働課>

1-② 【防災対策の充実】

3 ヶ年における施策の方向や目標

建物の耐震化や防災意識の高揚などを図り、市民や各種団体の参加と協力を得ながら、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害の教訓を生かした、災害に強いまちづくりを進めます。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 防災訓練を実施するとともに、備蓄食料・資機材を計画的に購入し、整備します。
- ・ 小学校単位の地域で実施される防災訓練に対する補助制度を創設します。
- ・ 避難所や避難地、避難経路等について、再点検を行うとともに、誘導看板の整備やハザードマップの作成を行います。
- ・ 災害情報を速やかに提供するため、同報系防災行政無線の整備や、公用車へのスピーカー及びパトロールライトの設置を進めます。
- ・ 災害時における消防車や緊急車両への燃料補給を円滑に行えるよう、2万リットルの燃料を備蓄できる給油タンクを整備します。
- ・ ポンプ車や耐震性貯水槽などを計画的に整備します。
- ・ 金剛分署のタンク車を狭隘地域にも対応できる小型ポンプ車に更新します。
- ・ 消防本部に「J-ALERT」を設置し、災害等への対応の迅速化を図ります。
- ・ すべての消防分団に水災用及び夜間活動用資機材を配備します。
- ・ 大規模災害に備え、金剛分署の空気呼吸器充填施設を更新し充実します。
- ・ 自主防災組織の設置を促進します。
- ・ 老人いこいの家などへのAED（自動体外式除細動器）の設置を進めます。
- ・ 老朽溜池・河川・水路の改修に努めます。
- ・ 「災害時要援護者支援プラン」に基づき、高齢者や障がい者など、災害時に支援を要する人たちを地域で支えるネットワークづくりを推進します。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、庁内防災担当部署の充実・強化を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 防災対策事務<危機管理室>
- ・ 防災対策施設整備事業（防災無線などの整備）<危機管理室>
- ・ 災害時情報伝達強化事業<危機管理室>
- ・ 消防自動車整備事業<消防総務課>
- ・ 耐震性貯水槽整備事業<消防総務課>
- ・ 既存民間建築物耐震化推進事業<住宅政策課>
- ・ 自主防災組織設置育成事業<警備救急課>
- ・ 消防団拠点施設整備事業<消防総務課>
- ・ 消防施設整備事業<消防総務課>
- ・ 河川管理事業（河川補修工事）<水路耕地課>
- ・ 浸水対策事業（水路改良等工事）<水路耕地課>
- ・ 災害時要援護者支援事業<地域福祉課 他>
- ・ 防災体制の整備<政策推進課>

1-③ 【あらゆる危機への対応】

3カ年における施策の方向や目標

新たなインフルエンザや個人情報の漏洩など、想定されるさまざまな危機事象にも早急に対処できる体制を整え、安全で安心なまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 様々な危機に対応できるように、市役所内の組織体制を整え、関係機関との連携を強化します。
- ・ 新たなインフルエンザへの対応を進めます。
- ・ 災害などによる市の保有データ消失のリスクを回避するため、効果的なデータ退避を検討します。

主な事業と担当所管

- ・ リスクマネジメントについての研究<危機管理室・人事課・総務課>
- ・ 新たなインフルエンザへの対応<健康づくり推進課・消防総務課>
- ・ 災害等に備えた業務継続計画の推進<政策推進課>

2-① 【交通網の充実】

3カ年における施策の方向や目標

整備中の幹線道路の早期完成に努めるとともに、新たな交通施策を検討し、誰もが快適に移動できる交通網の実現をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 東条3公園利用者の交通手段確保のため、バス路線の運行を継続します。
- ・ レインボーバスの運行について、更なる利便性の向上をめざします。
- ・ 「交通基本計画」を策定し、東西交通や交通弱者対策など新たな交通施策に取り組みます。
- ・ 甲田桜井線の開通（府道美原太子線まで）をめざします。
- ・ 府道美原太子線の延伸を促進します。

主な事業と担当所管

- ・ 東条3公園路線バス対策事業<道路交通課>
- ・ レインボーバス運行事業<道路交通課>
- ・ 交通政策検討事務事業<道路交通課>
- ・ 甲田桜井線新設事業<道路交通課>
- ・ 府道美原太子線の延伸<道路交通課>

2-② 【交通環境の整備】

3カ年における施策の方向や目標

誰もが気軽に安心して外出し、移動できる交通環境を整備するとともに、防犯や防災を考慮したまちの実現をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 道路のバリアフリー化を推進します。
- ・ 行き止まり道路・狭隘道路・通学路など生活道路の整備を進めます。
- ・ 道路の陥没や交通安全施設の異常などを早期に発見するため、道路点検パトロールを実施します。
- ・ 鉄道駅舎のバリアフリー化整備を引き続き推進します。
- ・ アドプトロードなど市民による自主的な交通環境の美化活動を支援します。
- ・ 市道に架かる橋梁の長寿命化を図るため、点検・調査を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 交通バリアフリー法に基づく道路特定事業<道路交通課>
- ・ 道路維持補修事業<道路交通課>
- ・ 通学路整備事業<道路交通課>
- ・ 交通等バリアフリー推進事業（駅舎のバリアフリー化等）<まちづくり推進課>
- ・ 市道アドプトロード事業<道路交通課>
- ・ 橋梁維持補修事業<道路交通課>

2-③ 【交通安全の推進】

3カ年における施策の方向や目標

交通環境の整備を行い、啓発活動などを通じて市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故が未然に防止され、安全、安心で快適に生活できるまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 交通事故をなくす運動推進本部などと連携し、交通事故のない社会づくりに努めます。
- ・ 交通安全施設の整備・更新を行い、道路の安全性を高めます。
- ・ 交通安全協会や市民団体等と連携し、高齢者交通安全教室などの各種交通安全事業を実施します。
- ・ 各駅前における自転車放置禁止啓発活動、撤去、保管等の放置自転車対策を進めます。
- ・ 駅前における自転車駐車場の利用・促進を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 交通安全施設整備事業<道路交通課>
- ・ 放置自転車等防止対策<道路交通課>
- ・ 自転車駐車場管理事業<道路交通課>

3-① 【計画的な土地利用の促進】

3カ年における施策の方向や目標

都市計画マスタープランに基づく都市計画を推進し、計画的な土地利用を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の参加を得ながら、都市計画を推進していきます。
- ・ 震災時における市街地大火対策に焦点をあて、都市防災機能の向上について検討します。
- ・ 市街化調整区域の地区計画等による土地利用調整エリアの有効な土地利用を推進します。また、幹線道路沿線においては、大規模集客施設の立地など有効な土地利用をめざします。
- ・ 都市計画マスタープランの時点修正を行います。
- ・ 「若松地区再整備基本構想」に基づき、計画的に整備を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 都市計画<まちづくり推進課>
- ・ 若松団地周辺の公共施設再整備の推進<住宅政策課>

3-② 【富田林らしい景観の整備】

3カ年における施策の方向や目標

富田林らしい景観を確立し、日々暮らしやすいと感じる環境を守り、育てるために、景観計画を検討します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の参加を得ながら、景観計画について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 景観計画の検討<まちづくり推進課>

3-③ 【住まいの充実】

3 ヲ年における施策の方向や目標

良好な住まいづくりへの誘導を図り、既存の市営住宅の建替えや改修を進めます。

3 ヲ年で実施する施策の概要

- ・ 建築協定制度などを活用し、市民主体の住まいの環境づくりを支援します。
- ・ 老朽化した市営住宅の建替えや耐震性の確保などにより、質の高い住宅の供給を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 住宅管理事業（住宅施設修繕等）＜住宅政策課＞
- ・ 市営住宅整備事業（老朽化した外壁の安全性確保等）＜住宅政策課＞
- ・ 中層市営住宅再整備事業（若松団地建替え等事業）＜住宅政策課＞

3-④ 【駅前等の賑わい再生】

3 ヲ年における施策の方向や目標

富田林駅南地区の基盤整備を進めるとともに、市民との協働で駅前等の賑わい再生をめざします。

3 ヲ年で実施する施策の概要

- ・ 富田林駅南広場を整備し、利用者の安全や利便性を確保します。
- ・ 駅南広場と接する旧国道170号の歩道空間を整備します。
- ・ 市民協働プログラムに基づくまちづくり協議会を支援します。
- ・ 商店会等と連携し、まちなみガイドラインの検討及び駅前景観照明の整備を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 富田林駅前整備事業＜富田林駅南地区整備課＞

基本計画 第2章 第7節

1-① 【農業の生産価値の向上】

3カ年における施策の方向や目標

農業施設の整備や農作物被害の防止により生産性の向上をめざします。また、遊休農地の解消や後継者の育成に取り組み、農業の継続性の維持に努めます。さらに、生産物の流通を促進するための学校給食での利用を含む地産地消や地元農産物のブランド化を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 農業経営の安定化を図るため、各種農業団体への事業支援を行います。
- ・ イノシシ・アライグマ等の駆除及び捕獲、防護柵の設置補助等を行います。
- ・ 農産物直売所や朝市などを活用し、地産地消の活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 農業土木市単独事業（農業生産の基盤整備）＜水路耕地課＞
- ・ 鳥獣野菜被害補助対策事業＜農業振興課＞
- ・ 地産地消推進事業＜農業振興課＞
- ・ 鳥獣被害補助事業＜みどり環境課＞

1-② 【農を生かした多面的な交流の推進】

3カ年における施策の方向や目標

農業の重要性や、富田林の農作物のことなどを広く市民に知ってもらうため、農業祭の開催、サバーファームや市民農園での農業体験や農業教室などの利用を通じた農との交流を進めます。また、学校教育における農業の体験学習や食農教育を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 遊休農地を積極的に活用し、農地の貸借や市民農園等の開設を促進します。
- ・ 都市住民と農の交流の場や、地域活性化の中核施設としてサバーファームを活用します。
- ・ 農業塾の開催や新規就農者への支援など、新たな農業の担い手を育成します。

主な事業と担当所管

- ・ 遊休農地対策事業＜農業振興課＞
- ・ 農業公園管理運営事業＜農業振興課＞
- ・ 新規就農総合支援事業＜農業振興課＞

2-① 【商工業経営の活性化】

3カ年における施策の方向や目標

地域のにぎわいやイメージアップをめざし、商工団体との連携により、商店街や工業団地などの活性化を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ イベント等の積極的な実施、空き店舗を利用することにより地域住民の交流促進を図ります。
- ・ 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。
- ・ 市融資制度及び、大阪府の制度融資である開業資金の保証料の一部補給により、小規模事業者への金融支援を行います。
- ・ 地域資源を活かした商品・サービスなどの富田林ブランド化を促進します。
- ・ 「金剛簾プロジェクト」など産官学の連携による取り組みを推進します。

主な事業と担当所管

- ・ 商業活性化総合支援事業（空き店舗対策・イベント実施）＜商工観光課＞
- ・ 産業活性化事業（ISO14001認証取得補助）＜商工観光課＞
- ・ 商工団体育成事業＜商工観光課＞
- ・ 中小企業融資事業＜商工観光課＞
- ・ 伝統工芸品振興補助事業＜商工観光課＞

2-② 【買い物しやすい環境形成】

3カ年における施策の方向や目標

安心した消費生活を支援するため、消費者相談などを行います。また地域での買い物を促すために、商工団体などと連携した取り組みを行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 消費者生活専門相談員による消費者相談を引き続き実施します。
- ・ 商店街のにぎわい創出や環境整備などの支援を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 消費者保護対策事業＜商工観光課＞
- ・ 商業活性化総合支援事業＜商工観光課＞
- ・ 商業共同施設整備事業＜商工観光課＞

2-③ 【雇用機会の拡充】

3 ヲ年における施策の方向や目標

厳しい雇用情勢への対応を図るため、国や大阪府との連携を図り、様々な情報の提供を行います。

職業能力の開発を図るとともに就労相談や求人情報の提供を進めます。雇用機会の拡充や、勤労者の福利厚生などの支援を行います。

3 ヲ年で実施する施策の概要

- ・ 広域で実施する求人・求職情報フェアやジョブカフェ事業などを通じて雇用機会の提供に努めます。
- ・ 団塊の世代や若年層の雇用機会の提供に努めます。
- ・ 勤労者共済会を通して、事業所に勤務する従業員の福祉の増進を図ります。
- ・ 緊急雇用対策事業に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 就労支援事業<商工観光課>
- ・ 勤労者共済会補助事業<商工観光課>
- ・ 緊急雇用対策事業<商工観光課>

3-① 【地域資源を活かした交流の促進】

3 ヲ年における施策の方向や目標

富田林の魅力の開発・再生や、富田林ブランドに認定された商品・サービス等のPRに努めます。寺内町をはじめ観光・文化財・産業などの特色ある資源の情報発信や交流に努めます。

3 ヲ年で実施する施策の概要

- ・ 住みたい・住みたいまちをめざし、シティセールスリーフレット「とんかつ」を始めとするさまざまな媒体や手法を活用し、歴史や自然、文化、行政情報などの魅力を発信する「シティセールス」に取り組みます。
- ・ 名所・旧跡地や各種イベント等の紹介・PRや各種イベントの実施などにより観光客の誘致を図ります。
- ・ 「寺内町四季物語」など地域の取り組みを支援します。
- ・ 市民が主体となったまち歩きツアーの支援を行います。
- ・ 観光案内所を含めた観光のあり方について検討し、効果的な取り組みを推進します。
- ・ 農業祭・商工祭では、各種団体との更なる連携を図り、市民の交流を促進します。
- ・ 大阪大谷大学や大阪芸術大学など、大学・企業等との連携協力を進めます。
- ・ 広報誌やウェブサイトを通じて「とんだばやしふるさと寄附金」の募集を呼びかけます。

主な事業と担当所管

- 市の魅力発信事業<政策推進課>
- 観光振興事業<商工観光課>
- 富田林駅前整備事業<富田林駅南地区整備課>
- とんだばやしふるさと寄附金事業<秘書課>